

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

「安全確認」の社訓を守り続け
私的な運転でも違反はダメ
東清

特集Ⅱ

あるあるそのヒヤリ！
汎用性高い事例集を作成
熊谷組安全衛生協力会

ニュース

安全経費の別枠計上普及へ
建災防 鉄橋工事でコスト検証

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録(無料)のお問い合わせは
 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2213

2014

7/1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S R アップ21兵庫会
社会保険労務士法人わもん合同事務所

代表社員 河村文宏

第175回

長期海外勤務している社員が現地取引先で殺害される

■ 災害のあらまし ■

社員Aは、Aの勤務先B社の海外取引先会社の技術指導のため、C国にあるD事業場へ赴いて業務を開始した。

Aが、D事業場で業務を開始してから11カ月余りが経過したある日、Aが1日の業務を終え、D事業場付属の食堂で夕食を終えてテレビを見ながら現地スタッフらと寛いでいたところ、事業場に設置してある発電機付近より出火を確認した。

社員Aは、現地スタッフらとともに現場へ駆け付けて、引火を防ぐため付近に置いてある発電機用の燃料缶を安全な場所へ搬出するよう現地スタッフに指示したうえで、自分は通報するため、事業場内の宿泊施設の自室で充電中であった携帯電話を取りに行った。その後、戻って来ないAを探しに行った現地スタッフが、自室付近で後頭部から血を流して死亡しているAを発見した。Aの部屋は荒らされており金品が盗まれていた。なお、Aは海外派遣者の特別加入（第三種特別加入）は行っていなかった。

■ 判断 ■

業務遂行性について、AがC国にあるD事業場で技術指導の業務を開始してから11カ月と長期間に及んでいるが、Aの勤怠管理および賃金の支払いは勤務先B社が行っており、また、具体的な業務の指示もB社からの電話連絡やB社の社長が定期的に現地へ赴いて行っており、Aの業務は出張業務であった。また、被災した際、Aは業務を終えた後の私的な時間であったが、D事業場内での出来事であり、さらに、発電機の出火を外部に通報するという緊急業務中であったので、業務遂行性が認められた。

業務起因性について、C国はいわゆる発展途上国であり、治安の状況は良好とはいえ、外国人が強盗などの被害に遭い負傷する事件が頻発している。今回の事案でも現地警察は、部屋が荒らされ金品が奪われており、また、社員Aは後頭部を鈍器のような物で殴られていることから、窃盗目的の何者かによる殺人事件とほぼ断定して捜査を行っていた。

これらを考慮すると、今回の災害は、AのC国への出張業務には、金品目的の犯罪行為により危害を加えられるというような危険性が内在していたと評価でき、その危険性が具現化したものといえるので、業務起因性が認められた。よって、この災害は業務上と判断された。

■ 解説 ■

長期海外勤務が出張業務と評価できるか

この事案のようによく問題となるケースが、「海外出張」と「海外派遣」の判断である。いわゆる「出張」とは、「事業主の包括的又は個別的な命令により、特定の用務を果たすために、通常勤務地を離れて用務地へ赴いてから、用務を果たして戻るまでの一連の過程を含むもの」とされている。要するに「海外出張」とは、あくまで国内の事業場の使用者の支配下で労務の提供を行っていて、単に労務の提供の場が海外にあるという場合である。

商談、会議、打ち合わせやアフターサービスのために海外へ赴く場合などがよく例示として挙げられる。この場合、国内の事業場の労災保険の適用を受ける。

一方、「海外派遣」に該当するケースとは、海外の事業場の使用者の支配下で労務の提供を行う場合で、海外関連会社への出向や海外支店への転勤などが例示として挙

げられる。この場合、国内の事業場の労災保険の適用は受けないので、海外派遣者の特別加入（第三種特別加入）を行っていない限りは、被災の際に労災給付などを受けられない。

「支配下」にあるかどうかの判断は、勤務の実態によって総合的に判断されることとなっているが、実務上、勤怠の管理、賃金の計算及び支払い、業務の指示の態様などにより判断されることが多い。

このケースでは、11カ月間という長期間の海外勤務であったが、勤務の実態から、社員Aの業務は、国内の事業場である勤務先B社の支配下で行われた海外出張業務と評価された。なお、業務指示は電話や口頭で行われていたが、「業務指示書」などで書面やメールなどに残しておくことが望ましいといえる。

他人の加害行為の業務起因性

他人の加害行為による災害では、業務遂行性がある場合でも業務起因性が否定される場合も多い。他人の加害行為に業務起因性が認められるには、加害行為が私怨または被災者との私的関係に起因するものではなく、明らかに業務と関連している必要がある。